

●香川県告示第286号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和3年7月2日から同月16日まで四海漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年7月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名
小豆郡土庄町小江207番地2 穴山 雅博
小豆郡土庄町長浜甲1977番地 畑中 達也
小豆郡土庄町小江83番地5 一田 弘樹
- 2 加入区の名称
四海加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
四海漁業協同組合